

第21回教育委員会会議

1 日時 平成30年10月2日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
林 園美	教育長職務代理者
森末 尚孝	委員
巽 樹理	委員
平井 正朗	委員
内藤 和彦	教育次長
林田 潔	都島区長兼区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
多田 勝哉	総務部長
水口 裕輝	指導部長
柘原 康友	高等学校教育担当課長
山野 敏和	総務課長
飯田 明子	学校力支援担当部長
樽本 康隆	教育活動支援担当課長
井上 省三	教務部長
松田 淳至	教職員人事担当課長
栗信雄一郎	教職員人事担当課長代理
渡瀬 剛行	首席指導主事
弘元 介	初等教育担当課長
窪田 信也	教職員服務・監察担当課長
川本 祥生	政策推進担当部長兼教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名

(3) 案件

議案第90号 普通科系高等学校の再編整備について

報告第14号 大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

報告第15号 職員の人事について

議案第91号 第43回学校医等永年勤続者表彰について

議案第92号 第70回市立校園職員児童生徒表彰について

議案第93号 平成30年度教育功労者表彰について

協議題第19号 部活動のあり方研究モデル事業に関する今後の方向性について

協議題第20号 平成32年度使用教科用図書の採択における採択地区について

議案第94号 職員の人事について

議案第95号 職員の人事について

なお、議案第91号から第93号並びに協議題第19号及び第20号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第94号及び第95号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第90号「普通科系高等学校の再編整備について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

普通科系高校の再編整備について説明する。大阪府内でも少子化が進行する中、平成22年3月に提出された大阪市高等学校教育審議会第11次答申において、普通科系高校を中心に再編整備に伴う一層の特色化に向けた検討を行うことが必要とされた。さらにその後、市内中心部における児童生徒数急増などにより、市立校園全体で適正配置あるいは再編整備を検討する必要にも直面している。このような状況を踏まえ、事務局では平成29年1

月に提出された大阪市高等学校教育審議会第12次答申に基づき、普通科系高校を再編整備し、大学等と幅広く接続・連携した新しい高校の開設に向け検討を行ってきた。その結果、平成29年7月の教育委員会会議において、普通科系高校の再編整備に係る基本的な方向性について決定いただいた。その後、新高校のコンセプトや教育目標、教育内容をはじめ再編整備対象校である西高校、南高校、扇町総合高校の2020・2021年度の学科編成等について協議を重ねていただいた。

本日はこれまでの協議を踏まえ、新高校の設置理念、設置学科・コース及び再編対象3校の2020・2021年度入学者選抜における募集学科並びに学級数について上程させていただきたい。

まず、新普通科系高校の設置理念、設置学科・コースについて、本市の高等学校では、大阪の将来ビジョンを支える人材を育てるとの視点に立ち、将来の大阪を支える人材、すなわち、「次世代の大阪を創生する人材」の育成が必要であり、また、大阪の発展を持続可能なものとするためには、本市高等学校の卒業生が教育に携わる人材となって活躍し、さらに次代を担う人材を育成するという好循環を生み出さなければならないと考えている。このことから、新普通科系高校では「教育」を柱に高大接続・連携による7年間を見据えた教育を行うことにより、教員をはじめグローバルな視点から教育にかかわる様々な課題に対応できる人材を育成することが必要であると考えている。

これらを踏まえ、新高校の設置理念として、まず、「高い志を持ち、様々な立場で教育に取り組む人材の育成」「『チーム学校』を支える教育コミュニティの醸成」の2つを掲げた。このような理念のもと、新高校では高い志を持って教育、学習活動に取り組み、将来、教員をはじめ様々な立場で教育に携わる人材を育成するための学校をめざしてまいりたい。

また、大学をはじめ地域や企業との連携・協力を進めることでチーム学校としての教育環境を構築し、一人ひとりの学びを深めるための取り組みを進めることが重要であると考えている。したがって、新高校においては国際感覚や多言語社会をつなぐ高いコミュニケーション能力、予測が困難な社会で課題解決の筋道を発見する力などを育成するため、文系・理系それぞれの観点から「教育」に携わる人材の育成を柱に教育課程を編成する仮称「教育文理学科」とした。また、「教育文理学科」には教員養成を中心とする仮称「教職教育コース」をはじめ、文系・理系の学びを通じて広く教育に携わる人材、様々な立場で社会に貢献する人材の育成に向け、仮称「国際文化コース」「理数情報コース」の3コースを設置したい。

「教職教育コース」は、主に教員養成を目的に豊かな人間性と教育に関する専門知識を身につけ、将来教育現場において実践的指導力を発揮することで即戦力として活躍できる人材の育成をめざします。また、「国際文化コース」は、国際的な視野と豊かな教養を身につけ、グローバルな視点から様々な課題に対応できる人材を、「理数情報コース」は、自然科学・情報に関する専門的な知識を身につけ、研究的な視点から様々な課題に対応できる人材の育成をめざしてまいりたい。このように新高校では各コースにおいてそれぞれの適性を生かすことで能力の伸長を図るとともに、課題を自ら見出し、大学・企業・地域との連携や教育現場実習等を通じてそれぞれの立場・視点で課題解決に取り組み、将来、「教育」に携わる立場で社会貢献できる人材を育成したいと考えている。

次に、再編整備にかかわる対象3校の2020・2021年度入学選抜における募集学科・学級数について、2022年4月の新高校開校に伴い、再編整備3校の2・3年生は新高校の校地に移動し、新高校の1年生とともに学校生活を送る予定である。そこで、新高校の学級規模が6学級であることから、開校年度に当たる2022年度の西高校、南高校、扇町総合高校の2・3年生に当たる学年、すなわち2020・2021年度の入学者をそれぞれ2学級とする。また、3校の2020・2021年度の募集学科については、各校におけるこれまでの教育実践を新高校に生かすとともに、新高校につながる学科とするため、新高校の「教育」に関連する学習を取り入れた教育内容とする。

新高校の「教職教育コース」について、実施する教育内容としては、例えば教育に対する意識の向上をはじめ、課題に対し主体的に行動する態度を身につけさせることを目的とした科目の設置、教育現場を知ることとした教育ボランティア、現場実習等の体験学習を想定している。

これらにつながる3校の現在の取り組みとして、南高校の「言語力向上演習」、西高校の外部講師等によるキャリア教育、扇町総合高校の「産業社会と人間」等があり、その教育実践のノウハウは新高校の教育に発展的に生かすことができると考えている。一方、「国際文化コース」では外国語の実践、多文化理解を学ぶ科目や各種のスピーチコンテスト、シンポジウムへの積極的な参加により実践的な語学力やコミュニケーション力の育成をめざしてまいりたい。また、「理数情報コース」では理数・科学・情報に関する専門知識、データを広く活用できる能力を身につけるために、「教育」につながる情報リテラシーの向上をめざします。さらに、全コースにおいて実践する「総合的な探究の時間」においては、総合学科が実践している地域・企業・関係団体等との連携のノウハウを生かすことで「教育」に関

連した幅広いテーマに接することが可能となり、探究的な活動がより深まると考えている。このようなことから、「教育」を柱とする新高校の教育内容の実践に当たっては、それと関連する南高校、西高校、扇町総合高校の教育実践を発展的に継承することが効果的であると考えている。

そこで、3校の2020・2021年度の募集学科については、それぞれの専門性を生かしつつ、教育系大学への進学も視野に入れた教育内容とするため、西高校に「教育情報科」、南高校に「英語探究科」をそれぞれ設置し、新高校につなげてまいりたいと考えている。扇町総合高校については「総合学科」であることから、学科名は変更せず、選択科目の一部変更により新高校につなげてまいりたいと考えている。なお、今後につきましては3ページ下の表に記載のとおり、2020年度入学者選抜において西高校、南高校の一部学科の募集停止並びに扇町総合高校の学級減を行ったうえで、2022年度入学者選抜において3校の募集停止を行う予定である。

また、新普通科系高校の具体的な教育内容等については、引き続き教育委員の方々からご意見をいただきながら、再編対象3校と連携大学とともに検討を進めてまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 いろいろな事情から3校を統合して新高校を1つ設立しようという経緯があって、少子化から新たな学校をつくることはどうなのかという意見もある中で、こういう新しい高校をつくることができることは非常によかったと思っています。新高校のコンセプトに関しても、今まで時間をかけて協議をしてきましたが、大阪の発展に資する人材を育成するという非常によいコンセプトで、「教育」に関わる人材をつくっていくことは教育委員会としても今後の教育に還元していくということで非常によかったと思っています。

子どもたちが育っていく中で教師は非常に身近な存在で、教師になってみたい、こんな先生になってみたいと思う生徒たちも少なからずいると思います。その子どもたちにぜひともこの新高校に進学してもらって、大阪市として大事に育てていくことができるのは非常によいと思っています。

それから、今後の社会を見据えたときに、子どもたちにも最低限必要な能力として、英語、ICT、コミュニケーション能力の3つは専門的に学ぶのではなくて、ある程度ベースに力が必要であると言われていています。その力をつけてあげられる教師を育てていく意味

でも、この新高校は非常に期待できるものであると私自身は思っています。そして、統合される3校の特徴も生かしつつ、新高校がつかれるということは非常によかったと思います。

やはりこの3校を一旦閉校して新しいものをつくるという方法をとらないで、募集を一部停止しながら新校に移していくという形を今回とりましたので、やはり受験生からすると、新校のコンセプトとか、どういう教育を受けられるのかというのは非常にわかりにくいと思います。議論の中でも何度もお伝えしたと思いますが、そこをきちんと説明して、いい人材に来ていただけるように、配慮と努力をしていただきたいと思います。せっかくの新校ですので、結果を出していきたいというのはもちろんありますし、何よりも特徴として高大連携というものがありますので、その特長を宣伝しつつ、よい人材の確保に努めていただきたいと思います。

【山本教育長】 これまで随分と協議をいただけてきました。この新しい高校についてはこれから具体的な中身に入って行くわけですが、林委員からもあったように、高大連携という審議会等から言われている考えをもとに、具体的にどのような形で将来の進路を描いていくのか、生徒・保護者に十分わかっていただくように、夢のある学校づくりを我々としても進めてまいりたいと思いますので、引き続き各委員からもご指導をよろしくお願い致します。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第14号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」及び報告第15号「職員の人事について」を一括して上程。

多田総務部長から説明要旨は次のとおりである。

これらの案件は、前回の会議でご説明した10月1日付の人事異動に関するものである。全市における人事異動日程に合わせ、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により報告する。

全国学力・学習状況調査結果を受け、学力向上の課題分析や新たな施策の具体化に向けた総合調整、また、市立高等学校の府移管の推進をはじめとする業務の発生を契機とし、学力向上関連施策などの特命業務を一元的に管理するポストを新設し、輻輳する教育行政課題に機動的、戦略的に対応する組織体制を構築することから、政策推進担当部長の設置を行った。新設した政策推進担当部長には、総務部教育政策課長の川本祥生を

昇任の上、充てることとした。教育政策課長の後任の人事については、教育政策推進担当部長が課長職を兼ねることとした。総務部教育政策課都島区教育担当課長代理には、前任者の異動に伴い吉田久美子が同職を兼務することとした。欠員となっていた総務部施設整備課建築課長代理には、総務部施設整備課担当係長の佐藤知子を昇任のうえ充てることとした。佐藤の後任については、総務部施設整備課の河島裕子を昇任のうえ充てることとした。欠員となっていた総務部施設整備課担当係長には人事室勤務の榎並孝之を昇任のうえ充てることとした。欠員となっていた教育センター担当係長には、学校経営管理センター担当係長の今井賀子を充てることとした。今井の後任には学校経営管理センター給与・システム担当の橋本依史子を昇任のうえ充てることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第91号「第43回学校医等永年勤続者表彰について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校医等永年勤続者表彰は、学校医等永年勤続者表彰実施要綱に基づき、本市校園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師として20年以上校園における保健管理に関する専門的事項に関してご尽力いただきました方々に対し、その功績をたたえるために表彰を行い、表彰状及び記念賞を授与するものである。

今年度の被表彰者は45名で、学校医としては25名、学校歯科医としては9名、学校薬剤師としては11名となっている。表彰期日は11月3日とし、表彰状等は校園長より受賞者へお渡しすることとしている。

【異委員】 学校医について、勤続年数や年齢について制限はあるのですか。

【飯田部長】 定年としては70歳をめどとしていますが、70歳を超えた場合でも学校長が必要と認める場合はその旨申出をさせていただいて委嘱をしています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第92号「第70回市立校園職員児童生徒表彰について」及び議案第93号「平成30年度教育功労者表彰について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

市立校園職員児童生徒表彰は、大阪市教育委員会表彰規則に基づき市長と教育委員会の

連名で昭和24年から毎年11月3日の文化の日に行っており、今回で70回目を迎える。

各校園長から推薦された者のうちから項目ごとに基準に照らして審査した結果、被表彰者数として職員の部では「職務精励」が56名、「教育実践功績」が1名、「調査研究等」が1名、「満25年勤続表彰」が273名、「満35年勤続表彰」の者が269名となっている。

児童生徒の部では「有益な調査研究、発明発見または工夫考案をした者」は該当がなく「他に賞賛され、または他の模範となるに足る行為があった者」が9名となっている。

教育功労者表彰は教育長名で行っているものであり、校園長については、市立校園職員児童生徒表彰では、校園長の職を5年以上勤めた後、今年度退職の者を対象としているのに対し、教育功労者表彰は原則3年までの者を対象としており、今回は11名を表彰したいと考えている。なお、4年の者に関しては5月に行われた憲法記念日知事表彰で既に表彰済みである。また、副校長及び教頭で年度末退職する者を対象として、今回は副校長が2名、教頭5名を表彰する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第19号「部活動のあり方研究モデル事業に関する今後の方向性について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

部活動のあり方研究モデル事業は、平成27年度から実施してきたが、当初からの民間団体に委託する民間団体活用方式に加え、今年度から本市の非常勤嘱託職員である部活動指導員を配置する部活動指導員方式を利用して実施している。本日はこれらの現状、課題についてご報告した上で、今後の方向性について協議いただきたいと考えている。

まず民間団体活用方式について、今年度は民間からの技術指導員を14校、20部活動に配置している。実施状況についての生徒、顧問へのアンケート調査結果からは、「技術指導に満足している」「業務の負担軽減が図られた」等の質問に対して、約9割が肯定的な回答をするとともに、実際の顧問の指導時間数も軽減をされており、期待どおりの成果が上がっていると考えている。アンケート結果等の調査に加え、次年度に向けて各学校にニーズ調査をしたところ、希望が多数上っているという状況である。しかしながら、課題として、委託経費が1回2時間の指導で1万4,000円と、多額の費用が必要となっている。今年度の委託費を仮に部活動指導員1人の指導時間に換算すると、民間団体活用方式で4,000時間となっているところ、約3倍の1万1,200時間の指導時間が確保できる計算となる。また、委託先となる民間団体のキャパシティーが拡大しているとは言いがたい状況となっている。ま

た、民間団体活用方式における技術指導員は学校外への生徒の引率ができず、トラブルがあった場合に校長が指導員に直接指導ができずに対応に時間を要すること、また、委託しているために指導員と顧問と一緒に指導ができないなどの課題がある。

こうしたことを踏まえ、今後の方向性としては、一定の成果は上がってはいるものの、民間団体活用方式から撤退し、部活動指導員方式に一本化してはどうかと事務局としては考えている。

続いて、部活動指導員方式について、現状としては配置予定数80人に対して、9月19日現在で63人が人材バンクに登録されており、うち58人を実際に配置している。周知活動については、教育委員会ホームページに掲載し、チラシ、ポスターを配布したり、あるいは関係団体への説明等を続けており、現在も少しずつ登録者が増えてきている状況である。

部活動指導員の検証について、指導員が配置されている部活動の顧問の総指導時間数は、平成29年度を100%とした場合、平日で73.8%、休日で76.8%と減少をしている。また、次年度に向けたニーズ調査をしたところ、現状配置している中学校の運動部、吹奏楽部に加え、文化部、また高校等も含めて非常にニーズがあるという現状がわかった。

課題については、今年度の募集状況からしても、なかなか平日の放課後のこの時間帯に指導できる人材の確保が難しいという問題がある。

今後の方向性について、来年度は国の補助金制度も踏まえ180人の配置を目指したいと考えている。その内訳については、人材バンク（9月19日現在）に登録されている63名と8月に実施したニーズ調査により来年度各学校で確保可能な56名に加え、合計119人は確保できると見込んでいる。さらなる民間企業等への働きかけや、消防局との連携により消防吏員の兼職、さらに20歳以上の大学生、また大学院生の活用により、プラスアルファ61名を確保し、180名を確保してまいりたいと考えている。ただし、これらの人数は、予算編成の過程では変わる可能性もある。

本日は民間団体活用方式からの撤退の是非、また、部活動指導員方式における次年度以降の配置人数の考え方、文化部及び高等学校への拡大について、また、指導員の資格要件、特に20歳以上の大学生、大学院生の拡大について、ご協議をいただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 参考にお伺いしたいのですが、部活動有識者会議では、どのような意見が出ましたか。

【飯田部長】 有識者の方からは、まず民間団体活用方式からの撤退については、特段異論はありませんでした。また、次年度以降の配置人数についても、特段ご意見はありませんでした。部活動指導員の拡大については、特に大学院生などは積極的に入れていってはどうかというご意見がありました。ただ、大学の推薦書みたいなものをいただいて、人物の保証をしていただいたらどうかというご意見がありました。また、大学生で報酬1時間2,500円は少し高いのではないかとご意見もいただきました。

【異委員】 大学生と大学院生はまた別かなとも思います。大学院生は社会人を経験してから来られる大学院生もいますので、その辺は詳細を見てからでもいいかなと思います。確認なんですけど、部活動指導員の契約は、1年ずつの更新なのですか。何かトラブルなどがあった場合、学校が契約を終わらすことはできるのですか。

【飯田部長】 基本的に1年契約ですので、そこで本人の意思確認をしますし、こちらの状況の確認をした上で採用することになります。教育委員会の非常勤嘱託職員という立場ですので、学校ではなく教育委員会が採用の可否を決定することになります。

【異委員】 今後の人材の確保が課題とのことですが、少人数のクラブの場合、近隣の学校の合同でクラブを見てもらうということは可能なのですか。交通の行き帰りの生徒の安全確保が必要になってくるとは思います。

【渡瀬首席】 現在は合同チームの形ではやっていませんが、今後は検討していく必要があると考えています。

【異委員】 民間団体活用方式のメリットは、技術指導の質の保障と、部活動運営の指導に対して外部の方法を外から入れることにあると思います。民間団体活用方式のコストが非常に高くつくことは理解できますが、民間団体活用方式を入れた理由には、やはり民間団体の技術指導の高さもあったのではないかと思います。開かれていない部活動の中で体罰問題などいろいろな問題があって、民間団体活用方式を導入した経緯がありますので、部活動指導員方式に完全に移行してしまうのではなく、民間団体活用方式を縮小しても一定残して、もっと指導力のある指導員が欲しいというニーズがあるところに派遣すれば、一定の部活動指導の質を担保する効果はあるのではないかと思います。

部活動指導員方式の課題はやはり質の担保だと思っていて、大学生、大学院生の話がありましたが、大学に推薦書を書いてもらって人物を担保することいいと思いますが、例えば休日の引率は任せられるのかという課題もあると思いますし、細かい点をもう少し検討してもよいのではないかと思います。

【山本教育長】 またその点は費用だけでなく、総合的な観点から事務局で整理してみてください。

【森末委員】 質の高い民間団体活用方式の方がいるなら、部活動指導員方式とミックスするということもあり得る選択肢ですよ。それも含めた検討をする材料をまたいただければと思います。

議案第20号「平成32年度使用教科用図書採択における採択地区について」を上程。

水口指導部長及び弘元初等教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

採択地区数のこれまでの変遷については、平成22年の小学校、平成23年の中学校までは8地区で採択をしていた。その後、平成23年度の包括外部監査報告により、8ブロック制から1採択制などにブロック数を減らすべきとの報告がなされた。その理由としては、教員の異動の際に同じ教科書が使えること、大阪市全体で指導案や教材を共有でき、効率化により労力を大幅に軽減することが期待できることであった。その後、教育委員会会議で議論いただき、子どもの負担のことを一番に考え、次の採択から1地区にするということで決定をいただいた。その後平成26年、27年と小中学校とも1地区で採択を行った。

その後、平成28年11月に陳情が出され市会で採択がされた。その陳情書の内容は、教科書会社や印刷会社が莫大な利益を奪い合う不正の温床を醸成してきた面があるというものであった。その後、平成29年3月の外部監察チームの報告書では、1地区で採択を行うこととなった結果、教科書発行者においてはもちろん、作者にとっても、採択されるか否かが業績上大きな影響を及ぼすこととなるとの報告があった。

その後、また平成30年3月にも陳情が出され、これも市会において採択がされた。内容は、やはり不正の温床になりやすい、また、地域や子どもの実情に合わない教科書が採択される可能性があるというものであった。来年度、小学校の全種目を採択していただくにあたり、これまでの経過や、市会等々の議論も踏まえて数地区への移行を検討いただきたいと考えている。

採択の仕組みの案について、今回原案としては4地区として原案をつくらせていただいた。それぞれの地区調査会においては、まず全ての学校で学校調査会を校長、教員で行っていただき、その結果を各地区の専門調査会、各教科等の専門の校長や教員による調査会に学校調査の結果を上げて、その専門調査の中で各種目ごとに調査をしてもらうことを考えている。地区ごとに分け、より分権型教育行政の推進の観点、各地区の事情も反映して

いただくという観点から、区長にも区担当教育次長として調査にかかわっていただくことを考えている。それぞれの地区調査会から報告を受けた選定委員会で答申をつくり、教育委員会に答申を上げる流れを考えている。

今度は小学校13種目の採択事務になり、地区に分けることでさらに作業が膨大になることから、教育委員の皆様には採択事務のプロセスのほうを中心にごらんいただき、最終的に採択していただくという流れを考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 来年度から複数地区へ変更することについては、検討・議論をもう少しさせていたいただきたいと思います。市長から教育委員会の事務機能を4つに分けるという発言もありましたし、1つの教科書会社が取ってしまうということは、莫大な利権を奪い合う、不正の温床を醸成しているというのは否めないと思いますが、それを上回るだけのメリットも1採択地区にはあると考えていますので、今、複数地区への変更をするべきかどうかについては議論をさせていただきたいと思います。

教科書が1つであることによって、先生方が教科書を研究して授業づくりに持っていく作業が1つで済みますし、いろいろな情報も全市で共有できます。若手の先生が多い中で、そういったメリットがあると考えています。先日も学力向上の取組に関してのモデル校を視察しましたが、とてもベーシックなところでの資料づくりをして実践をしていました。そういった作業でも、教科書をベースにして先生方は考えられているようですので、教材が変わると対応も変わっていかざるを得ないと思います。教科書が複数地区で採択となったときには、最大で4種類の教科書になる可能性があるのですが、それぞれの教科書に対して教材研究をするのはかなりの労力だと思います。それをできるだけの人材がきちんと配置されるのであればいいと思いますが、現状の指導主事の人数からすると、なかなか難しいとも思いますので、できれば1つの教科書でみんなで共有できる形にしたほうがメリットがあると思っています。

【森末委員】 複数地区とする理由としては、不正の温床になりやすいことと、実情に合わない教科書が採択される可能性を少なくしようということだと思います。そうすると、4地区にそれぞれ同質性があるのかという問題点があります。もう1つ言いますと、仮に4つに分けたとして、不正の温床がなくなるのかという問題があります。

【水口部長】 不正の問題については、様々な指摘等を踏まえ、教科書会社との接触に

ついて一定のルールを決めるなどの対応をとってきました。教科書採択については最終的に教育委員会会議で決めることになり、市会で採択を行われたから必ず採択地区を複数にするということではありませんが、それを全く無視するという話にもならないと思います。教育委員会を4つのブロックに分けて考えたらどうかという話を市長からされていることを考えますと、教科書の採択事務を分けることが最初のスタートになるのではないかと検討をしている状況です。

【平井委員】 いつも言っていますが、児童生徒が主役であって、基本的には現場の教員が一番よい教材を選べると思います。地区を分けるのであれば、分け方にもう少し焦点を合わせて考えたらどうかと思います。

私は1つの採択地区には基本的には反対です。理由は、当然学校によって指導のレベルが違いますし、教員の到達度やティーチング・メソッドも違うなかで、300校も400校もまとめて採択するのはどうかと思います。ですから、事務局の教員側に立った方が中心になって採択事務を考えられた方がよいと思います。幼稚園にしても小学校にしても、どこでもそうだと思いますが、子どもが主役であって、子どもに伸びの実感を味わわせるのはやはり現場です。教育の本質を考えた場合、子どもの力を上げることが狙いなのであって、そこに焦点を絞ってやり方を考えた方がよいと思います。教育委員が意見を言って、それが多数決で勝ったから決まるでよいのかという問題があります。いずれにしても、教科書の採択事務については、もう少し議論をする時間をもって、今日問題提起していただいたことや、1採択地区のメリット、デメリット、複数採択地区のメリット、デメリットを挙げていただいて、少し時間をいただいて考えないとより妥当性を持った選択にはならないと思います。

【山本教育長】 わかりました。今日は1つの問題提起を協議題として上げましたので、今いただいたご意見を踏まえて、また協議をいただきたいと思います。

【森末委員】 総論として反対ではありませんが、各論がまとまるのかという問題があります。

【異委員】 他の指定都市ではどのようにしているのですか。

【水口部長】 全て1採択地区です。

【異委員】 わかりました。

議案第94号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は小学校教諭による体罰についての懲戒処分案件である。処分内容としては、地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告としたい。

本件概要について、当該教諭は関係児童を指導した際に、手に持ったペンや右手で関係児童の頭部をたたく等の体罰を複数回行ったというものである。なお、これらの体罰による関係児童への傷害はなかった。

処分量定の考え方について、体罰・暴力行為に対する処分等の基準に基づくと、傷害がなく児童生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合に該当し、行政措置として文書訓告にあたる。しかしながら、当該教諭は本件体罰行為を管理職に報告していないことから、加重プラス1として、懲戒処分として戒告が相当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 処分はこれでいいですが、今後この関係児童と教諭の関係についてはどのような対応を取るのですか。

【井上部長】 今後は学校全体、あるいは学年全体として当該教諭を組織的にサポートするよう、当該校に指示しています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第95号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は分限処分に関する案件である。被処分者は小学校給食調理員で、処分内容は、地方公務員法第28条の第1項1号及び第3号により免職としたい。

概要について、当該職員は人事考課の結果が3年連続して最下位の区分で、調理ミスを繰り返すなど勤務実績がよくないため、大阪市職員基本条例第34条に該当することから、平成29年7月に指導対象教職員に指定している。その後、大阪市教職の分限処分等に関する要綱に基づき適正化指導を行い、特別研修として外部講師への研修、職場特別実習を行い、その間、自身の改善する課題や、やるべきことを明確にして取組を行ったが、十分な成果があらわれるまでには至らず、適正化が図られることはなかった。

特別研修において適正化が図られなかったため、今後も改善が見られない場合は分限処分になる旨の警告書を交付し、平成30年8月まで指導監察を行ったが、給食調理衛生管理

マニュアルを正しく理解し、業務に生かすまでには至っておらず、上司からの指摘を受けても過ちをすぐに改めることをせず、自己の能力を限定して正当化するなど、勤務実績及び適格性に関して適正化が図られなかったことから免職としたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告